

有機米の生産拡大推進事業 Q&A

令和 7 年 1 0 月

Q1	申請可能な経営体は？
A1	・ 個人経営体、法人いずれも申請が可能です。 ・ 地域内の経営体で共同申請も可能です（3 経営体まで）。

Q2	既に紙マルチ栽培に取り組んでいる生産者でも対象になりますか？
A2	・ 既に紙マルチ田植機導入済みの生産者は、お試し導入に当たらないため対象外です。 ・ 紙マルチ栽培の取組実績がある場合でも、試験的取組であれば対象となります。

Q3	面積要件（取組面積を 1 ha 以上増加）については、すでに有機 JAS 認証を取得したほ場において、既存の除草方法から紙マルチ栽培に移行した場合も対象となりますか？
A3	・ 有機栽培面積の拡大を目指した取組であるため、単なる除草方法の移行で面積拡大がない場合は対象とはなりません。

Q4	共同申請で取り組んだ場合も、1 申請当たり 1 ha の目標となりますか？
A4	・ 2 経営体での場合は全体で 2 ha 増加、3 経営体での場合は全体で 3 ha 増加を目標として取り組んでいただきたい。

Q5	支援の対象期間は？
A5	・ 令和 7 年度に支援対象を決定し、令和 8 年度と 9 年度について支援を行います。

Q6	3 年後の目標年度とは、何年度の実績（栽培面積）を求められますか？
A6	・ 令和 8 年度と 9 年度に活動を支援し、令和 1 0 年度を目標年度としています。

Q7	実施 2 年度目（令和 9 年度）の助成対象面積は、1 年目からの増加分のみですか？
A7	・ 令和 9 年度は、1 年目の紙マルチ栽培面積 + 2 年目の増加分を支援対象とします。